

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 道路河川維持課

不利益処分の内容	道路の原状回復に代わる措置の指示						
根拠法令等及び条項	道路法第40条第2項						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">道路法第40条第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582">道路法第40条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685"> 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	道路法第40条第2項	参考事項	道路法第40条第1項	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	道路法第40条第2項						
参考事項	道路法第40条第1項						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法抜粋 <p>(原状回復)</p> <p>第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>						